



学術とイノベーション — 科学技術基本法改正の動きをめぐって —

■日時■ 2月2日(日) 13時30分～16時45分(13時開場)

■場所■ 文京シビックセンター3階 文京区民会議室A B室

■報告■ 科学技術基本法改正について—経緯と論点

佐藤岩夫(東京大学教授)

科学技術政策の動向と科学技術基本計画

野村康秀(日本科学者会議科学・技術政策委員、

元特許庁審査官)

学術にとってイノベーションとは何か

兵藤友博(立命館大学名誉教授)

■討論■

現在、総合科学技術・イノベーション会議において、2021年度から始まる第6期科学技術基本計画の策定を前に、その根拠法である科学技術基本法の改正に向けた議論が急ピッチで進んでいます。2020年1月からの通常国会に法案が提出される可能性が濃厚です。

論点のひとつは、この法律で言う「科学技術」という概念に付けられた「(人文科学のみに係るものを除く)」という文言を削除することです。このこと自体は、人文・社会科学を含む総合的な学術政策の確立を求めるといった観点から、日本学術会議がかねてから主張してきたものです。

問題は、今回の動きが、科学技術基本法の振興対象として「イノベーションの創出」を明記することが主眼となっていることです。「イノベーションの創出」を「科学技術の水準の向上」と並ぶ振興の対象とし、このことを法律の名称にも反映させることが想定されています。「(人文科学のみに係るものを除く)」規定の削除も、このような文脈と無関係ではない、と見られます。さらに、現行法では「国」と「地方公共団体」の責務のみが定められていますが、「研究開発法人・大学等」の責務も「民間事業者」の責務と並んで明らかにすべきだとされています。これも、イノベーション政策の重要性という文脈のもとでの主張です。

科学技術基本法という「科学技術」の概念については、事実上「科学によって方向づけられた技術」を意味し、科学の独自の役割を軽視するものになっているのではないかと、という指摘がなされてきました。科学技術基本法への「イノベーション」の明記は、科学技術政策におけるいわゆる「出口志向」(応用志向)をいっそう強め、そのような志向の中に人文・社会科学をも巻き込み、その中心的担い手である大学のあり方をいっそう歪めることにならないか、ということが危惧されます。

そこで、研究会では、そもそも「イノベーション」とは何か、それと人文・社会科学を含む学術とはどのような関係にあるのか、などの基本的問題に立ち返りながら、法改正の動きについて検討を加えたいと思います。

■会場への交通機関■

東京メトロ後楽園駅・丸ノ内線(4a・5番出口)南北線(5番出口)徒歩1分

都営地下鉄春日駅三田線・大江戸線(文京シビックセンター連絡口)徒歩1分

JR総武線水道橋駅(東口)徒歩9分

ps://www.city.bunkyo.lg.jp/shisetsu/civiccenter/civic.html

